

意見書

平成27年4月6日

東京第5 検察審査会 御中

添田 孝史

高い津波が福島第一原子力発電所（以下、「福島第一」という）を襲う可能性は、平成9年（1997年）以降、複数の政府機関により指摘されていた。規制当局や東京電力株式会社（以下、「東電」という）は、それを知っていたのに原発の津波対策になぜ生かさなかったのか。その判断は誰が、どの時期に、どんな理由で下したのか。事故から4年も経つのに、まだわかっていないことがあまりに多い。政府や東電の責任を明らかにする刑事裁判が開かれなければ、多くの謎を残したまま、幕引きされてしまう。それでは被害者の納得は得られない。また東電福島原発事故の後始末や、それに伴う膨大な負担は次世代に押し付けられる。彼らは「事故を引き起こしただけでなく、なぜ責任をあいまいにしたまま検証を放棄したのか」と後年我々を非難するだろう。捜査権限を持つ指定弁護士による刑事裁判によって、事故を引き起こしたプロセスを明確にし、責任の在処を追及するのは我々の世代の義務である。

○特にわかっていないことが多いのは、以下の三つの時期である。

- 1) 平成9年（1997年）から平成14年（2002年）にかけて
- 2) 平成20年（2008年）ごろ
- 3) 平成22年（2010年）

- 1) 平成9年（1997年）から平成14年（2002年）にかけて

東日本大震災の14年前、平成9年（1997年）に津波防災に関連する旧建設省など七つの省庁が共同で津波対策のマニュアル「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」および「地域防災計画における津波防災対策の手引き」（以下、「七省庁手引き」という）を作成した。

七省庁手引きは、福島第一における津波高さを数値計算により8.6mと予測していた。（東電が電力業界における標準的な手法「土木学会手法」で、七省庁手引きの想

定を平成20年(2008年)に計算し直したところ、高さは13.6mになった)。当時、東電は3.5mの津波しか想定していなかったから、それを大きく上回る。

8.6mの予測結果について、東電は当時原発の安全審査を担当していた資源エネルギー庁にも報告していた。このころ、資源エネルギー庁は東電など電力各社に対し、数値予測の不確実さも考慮して、数値予測結果の2倍の津波高さが原発に到達したとき、原発がどんな被害を受けるか、その対策として何が考えられるかを提示するよう要請している。

この要請に、東電がすぐに的確に対処していれば、事故は未然に防げたであろう。ところがこの要請に、東電がどのように対応したかわかっていない。また要請当時、資源エネルギー庁が津波に対してどんな問題意識を持っていたか、要請しておきながら、その後津波対策を放置したのはなぜかも、不明なままだ。

平成14年(2002年)3月には、東電は土木学会手法を用いて、福島第一の津波高さが約5.7mになると予測している。土木学会手法による予測が適切なものか、原子力安全・保安院(以下、「保安院」という)が精査したかはっきりしていない。東電は「国へ報告し確認を受けた」と主張しているが、保安院は「審査をした記録はなく、内容の妥当性を検討していない」と反論しており、言い分は食い違ったままだ。5.7mという数値は、事故当時の福島第一の津波に対する備えを定めていた値であり、これを保安院が認めていたかどうかは事故の責任を考える上で重要なポイントとなる。しかし、そのような基本的な事実確認さえ未だなされていないのである。

同じ平成14年(2002年)7月、政府の地震調査研究推進本部(以下、「地震本部」という)は、福島県沖を含む日本海溝のどこでもマグニチュード8.2程度の地震(津波地震)が今後30年以内に20%程度の確率で発生すると予測した。この津波地震による津波高さは、福島第一の地点で15.7mになる(東電による平成20年(2008年)の試算)。

地震本部の予測が発表された時点で、東電の担当者は認識していたが、東電がこの津波について本格的に検討を始めたのは平成19年(2007年)11月になってからとされている。平成14年(2002年)にすぐ検討しなかったのはなぜか、それは社内のどのレベルで意思決定され先送りされたのか、わかっていない。

また、この時保安院は津波地震のリスクに気づいていたかどうか未確認のまま。新聞等で大きく報道された津波地震について、保安院が気づいていなかったことは考えにくい。

2) 平成20年(2008年) ごろ

平成20年(2008年)3月、東電は、地震本部が予測した津波地震の高さを計算したところ福島第一の地点で最大15.7mになる結果を得た。同月、東電社内の打ち合わせで、地震本部の津波地震を考慮して耐震安全性の再検討(耐震バ

ックチェック)を行う方針が了承された。同年6月、武藤栄氏は15.7mの予測結果を聞き、防波堤の許認可や、機器の防水対策などの検討を指示した。

ところが7月になって、武藤氏は大きく方針を変えている。地震本部の津波地震には対応しないことにし、安全審査を担当する保安院のワーキンググループに属する専門家らへの根回しをするよう、社内の担当部署に指示している。

津波地震への対応を、武藤氏がどういう理由で変更したのか、その変更理由は妥当だったのか。この重要な方針変更に、武黒一郎氏や勝俣恒久氏も関与したのか、それらの点は明確になってない。

武藤氏がどういう意図で、専門家らへの根回しを指示したのか、そして東電の担当者は、どのような専門家に会ったのか、それにともない現金の授受があったのか等も、明らかにされていない。

また、保安院は2008年6月に開いた安全情報検討会(国内外のトラブル情報などを検討する会議)において、全国の原発の津波評価を2008年中に終える予定と決めていた。ところが平成21年(2009年)2月の同会合を最後に、その期限が消されている。その理由は、これまで明確に説明されていない。

一つの仮説としては、2008年段階で、東電と保安院の間で、津波評価の先送りについて、何らかの合意があったのではないかと考えられる。東電や保安院はいったん決めていた津波対策を、なぜ同じタイミングで先延ばししたのか。その経緯を明らかにすることは、事故の責任を考える上で最も重要なポイントとなる。

3) 平成22年(2010年)

福島第一3号機でプルサーマル運転を実施するに先立ち、福島県は平成22年(2010年)春に耐震安全性の確認を保安院に求めた。このとき懸案となっていた津波リスクを福島県に報告するかどうかで、資源エネルギー庁と保安院の間で密談が進められた。この実態の一部は、昨年12月に公開された政府事故調の調書で初めて明らかになった。

保安院の森山善範審議官は2010年3月、部下の野口哲男・原子力発電安全審査課長や小林勝・耐震安全審査室長らに、「貞観の津波は敷地高を大きく超える恐れがある」「対策が必要になる可能性も十二分にある」「(プルサーマルの耐震安全性確認で)津波に対して評価をせずにするのかは疑問」などとするメールを送っていた。

小林・耐震安全審査室長は、貞観津波についても問題をクリアした方がいいのではないかと申し立てたが、上司の野口・原子力発電安全審査課長から「その件は安全委員会と手を握っているから、余計な事を言うな」と圧力を受けたと証言している。また当時ノンキャリのトップだった原広報課長からは「あまり関わるとクビになるよ」と言われたとも述べている。

2010年段階で、すでに明確になっていた津波のリスクを福島県に伝えない

ことを決めたのは政府の誰だったのか、そして審査の担当者に圧力をかけてまでそれを徹底しようとしたのはなぜか。何も明らかにされていない。

公開された吉田昌郎氏の調書によれば、プルサーマル実施前の資源エネルギー庁と保安院の密談について、東電も関与していたことがわかる。貞観津波のリスクを福島県に伝えないという意味決定に、勝俣、武黒、武藤の三氏がどのように関わったのかは不明なままだ。

○対策は間に合わなかったのか

東京地検は、電源車や電源盤を搭載した自動車、可搬式コンプレッサー等を高台に移設するなど「長期間を要しない安全対策」によって事故を避けることができたとは認め難いとしている。理由として、津波到達から数時間後には1号機で炉心損傷が始まっているから、これらの安全対策を稼働させるには時間が足りないとしている。

しかし、1号機で非常用復水器（IC）を稼働させていれば、炉心損傷開始までの時間はもっと引き伸ばすことは可能であり、東京地検の判断は間違っている。そもそも、電源を必要としない冷却装置であるICを確実に稼働させるためにマニュアルを整備したり、訓練をしたりしておくソフト面の対策は、「長期間を要しない安全対策」の中でも、もっとも早く確実に安く取り組めるものだった。これさえ為されていれば、そのほかの「長期間を要しない安全対策」も十分実効性があった。

実際、保安院は平成18年（2006）年6月段階では、東電が予測していた1.5倍程度の津波に襲われても、被害を軽減させることが出来るように津波アクシデントマネジメント（津波AM）を2年以内に進める方針だった。ここでは、「対策はハード、ソフトいずれも可」とし、また100点満点の防備でなくとも「最低限、どの設備を死守するか」という発想で計画していた。

このような津波AMには、ICの稼働などマニュアルの整備に加え、米国の原発が備えていた移動式の電源カートや、海辺にある冷却用のポンプをカバーで覆ってシュノーケルで耐水性を高めるなど簡易な津波対策工事も有効だった。

これらの津波AMにより、被害は極めて小さく出来たとみられる。防波堤以外の津波対策による結果回避可能性を否定していることについて、東京地検の判断は稚拙であり、より詳細な検証が必要である。

○小林調書の衝撃

私は国会事故調の協力調査員として津波想定分野を主に担当し、保安院や東電、電気事業連合会の資料を調べたり、関係者の話を聞いたりしてきた。国会事故調解散後も、情報開示請求で資料を集めるなどの方法で調査を続けてきた。この分野についてはかなり詳しく知っていたつもりだったが、昨年12月に政府が

公開した保安院の小林勝氏の調書が明らかにした内容は、全く驚きだった。

保安院で津波評価を担当していた小林氏が、津波評価にきちんと取り組もうと主張したら、上司から「余計なことを言うな」「関わるとクビになる」と圧力を受けたというのだ。

そして、その衝撃的な聴取結果が政府事故調の報告書には全く反映されておらず、調書の公表で初めて明らかになったことに、二重に驚かされた。津波想定を巡っては、政府事故調さえ不可解な情報の取捨選択をしており、必ずしも信頼出来るものではないことがわかったからだ。

誰がいつどうやって、大津波の警告を葬ったのか、政府や東電の動きには、事故以前はもちろんのこと、事故後の情報に関しても、まだ深い闇の部分が残されている。それを解明しないまま、彼らの責任を不問にすることは許されない。

以上